

(注意事項)

郵便局の指定について

特別徴収義務者の所在地が九州外（沖縄を除く）であって徴収金の納入に郵便局を利用される場合は市が郵便局を指定しなければなりませんので、第1回分を払込まれる際に利用される最寄りの郵便局名を右の「指定通知書」に記載のうえ郵便局に提出してください。

(大分銀行の払込については従来と変更ありません)

年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行様
郵便局長様

津久見市長 石川正史 (公印省略)

指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項に基づいて、当市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱い局に指定しましたので通知します。

1 口座番号	01940-9-960036
2 加入者の名称	津久見市会計管理者
3 取りまとめ局	福岡貯金事務センター